

平成28年度 西栗倉村当初予算

平成28年度の一般会計予算は、昨年の8.5%増となっています。主な増加要因としまして、簡易水道施設の大規模修繕費（78,720千円）、農業集落排水施設の大規模修繕費（40,948千円）、木質バイオマスボイラー導入費（68,340千円）、地域おこし協力隊事業（79,166千円）、単身・夫婦住宅建設費（84,000千円）となります。平成29年度には、託児所として使用している「子ども館」の建替えを予定しており、今年度は、建替えに伴う設計費・木材調達費等の予算を計上しています。公共施設の建替えについては、庁舎・多目的ホール・図書館・子育て支援施設が予定されています。その最初の建設が「子ども館」となります。十分な耐震性能を持った施設を建設することは当然であり、加えて村産木材を活用し、「百年の森林構想」を象徴した施設にしたいと考えています。同時に設備の維持管理も含め、将来において過度な財政負担とならないよう配慮していきます。

□ 会計別予算状況 (単位：万円)

		平成28年度	平成27年度	増減率
合計		314,220	296,167	6.1%
一般会計		222,536	205,104	8.5%
特別会計	国民健康保険事業	22,799	23,322	▲2.2%
	国保施設(直診)事業	6,634	6,624	0.2%
	後期高齢者医療事業	2,291	2,002	14.4%
	介護保険事業	23,180	21,624	7.2%
	介護サービス事業	1,404	1,314	6.8%
	小計	56,308	54,886	2.6%
企業会計	簡易水道事業	14,294	9,724	47.0%
	農業集落排水事業	11,348	18,473	▲38.6%
	観光事業	0	195	▲100.0%
	森林管理事業	9,734	7,785	25.0%
	小計	35,376	36,177	2.2%

□ 一般会計を村民1人あたりに換算してみると…

	1人あたり予算額	一世帯あたり予算額
総額	1,471 千円	3,857 千円

うち (平成28年2月末現在人口：1,51人(外国人含む) 世帯数：577世帯)

農業振興などに	79 千円	208 千円
林業振興などに	69 千円	182 千円
道路整備・管理・除雪などに	102 千円	267 千円
観光振興などに	60 千円	156 千円
高齢者福祉・児童福祉などに	235 千円	616 千円
保健・医療対策などに	36 千円	94 千円
学校教育などに	78 千円	205 千円
生涯学習・図書館などに	33 千円	87 千円
議会に	30 千円	78 千円
住宅管理などに	2 千円	5 千円
過疎対策などに	171 千円	448 千円
選挙・戸籍事務・自治振興などに	171 千円	449 千円
積立(貯金)に	73 千円	192 千円
借入金の返済に	177 千円	465 千円
消防・防災対策に	34 千円	88 千円
環境保全・新エネルギーなどに	108 千円	283 千円
その他	13 千円	35 千円

一般会計 歳入・歳出

□一般会計 歳入

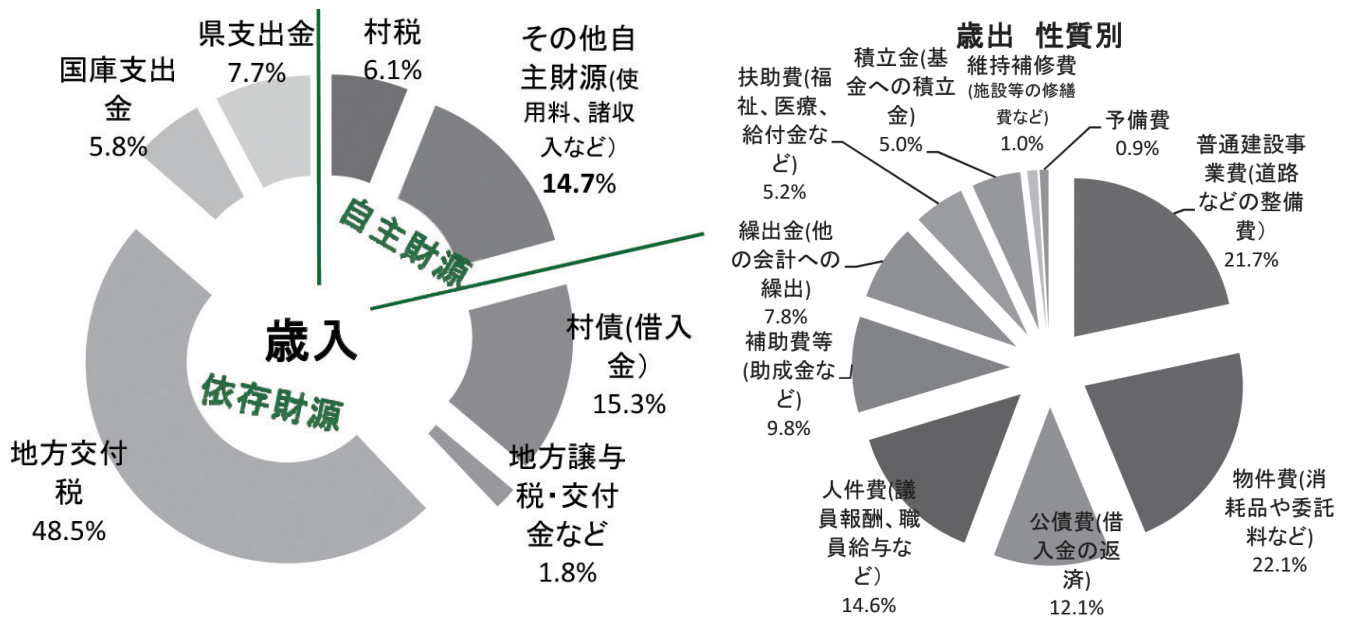
(単位：万円)

		平成28年度	平成27年度	増減額	比率
歳入総額		222,536	205,104	17,432	100
自主財源	村税	13,633	13,721	▲88	6.1
	その他自主財源 (使用料、繰入金、諸収入など)	32,695	24,622	8,073	14.7
依存財源	村債(借入金)	34,010	17,363	16,647	15.3
	地方譲与税・交付金など	4,084	3,234	850	1.8
	地方交付税	108,005	102,390	5,615	48.5
	国庫支出金	12,923	18,180	▲5,257	5.8
	県支出金	17,186	25,594	▲8,408	7.7

□一般会計 歳出 性質別

(単位：万円)

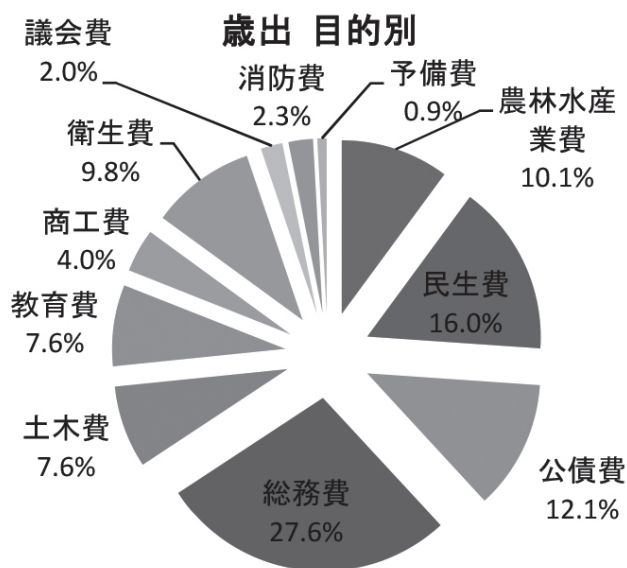
		平成28年度	平成27年度	増減額	比率
歳出総額		222,536	205,104	17,432	100
普通建設事業費 (道路などの事業費)	48,279	38,101	10,178	21.7	
物件費(消耗品や委託料など)	49,196	44,444	4,752	22.1	
公債費(借入金の返済)	26,838	30,840	▲4,002	12.1	
人件費(議員報酬、職員給与など)	32,436	31,105	1,331	14.6	
補助費等(助成金など)	21,716	25,624	▲3,908	9.8	
繰出金(他の会計への繰り出し)	17,322	12,545	4,777	7.8	
扶助費(福祉、医療、給付金など)	11,468	11,108	360	5.2	
積立金(基金への積立金)	11,096	7,305	3,791	5.0	
維持補修費(施設等の修繕費など)	2,185	2,017	168	1.0	
予備費	2,000	2,015	▲15	0.9	



□一般会計 歳出 目的別

(単位:万円)

	平成28年度	平成27年度	増減額	構成比
歳出総額	222,536	205,104	17,432	100
農林水産業費	22,481	32,381	▲9,900	10.1
民生費	35,516	33,245	2,271	16.0
公債費	26,838	30,840	▲4,002	12.1
総務費	61,455	34,404	27,051	27.6
土木費	17,023	15,857	1,166	7.6
教育費	16,888	15,366	1,522	7.6
商工費	9,011	9,146	▲135	4.0
衛生費	21,738	22,839	▲1,101	9.8
議会費	4,499	4,727	▲228	2.0
消防費	5,087	4,284	803	2.3
予備費	2,000	2,015	▲15	0.9



□一般会計分 基金の状況 (単位:百万円)

基金名	平成27年度末 現在高 A	平成28年度		
		積立額 B	取崩額 C	年度末現在高 (見込) D=A+B-C
財政調整基金	482	26	-	508
減債基金	134	7	-	141
その他の目的基金	609	78	26	661
合計	1,225	111	26	1,310

□一般会計分 地方債現在高 (単位:百万円)

区分	平成27年度末 現在高 A	平成28年度		
		発行額 B	償還額 C	年度末現在高 (見込) D=A+B-C
地方債合計	2,193	340	261	2,272
(うち臨時財政対策債)	(463)	(37)	(45)	(455)

年金生活者等支援臨時福祉給付金 申請受付が始まります!

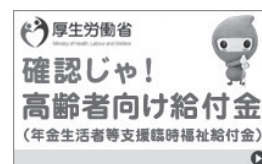
先月号でも掲載(P.3)しました、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の受付が開始されます。給付の対象者と思われる方に対して、準備が整い次第、案内文書を郵送しますので、ご確認のうえ手続きをお願いします。

また、対象であるにもかかわらず、申請期間が始まってからも通知が届かない場合は、下記までご連絡ください。

■ 申請期間(予定) 平成28年4月28日(木)～平成28年7月29日(金)

【連絡先・窓口】

いきいきふれあいセンター(役場保健福祉課) 臨時福祉給付金係 279-7100



軽自動車税の変更について

平成28年度から原動機付き自転車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車の税率が引き上げとなります。三輪及び四輪以上の軽自動車については、新しい税率が適用されます。

【原動機付自転車等】

平成28年度から税率が引き上げとなります。

車種区分		税率（年額）	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600 円	2,400 円
	その他のもの	4,700 円	5,900 円
軽2輪	125cc 超 250cc 以下	2,400 円	3,600 円
2輪の小型自動車	250cc 超	4,000 円	6,000 円

【三輪以上の軽自動車】

新しい税率が適用されます。

車種区分		税率（年額）						
		平成27年度	平成28年度					
			※1 新税率	※2 軽課税率		※3 重課税率		
				電気軽自動車・天然ガス軽自動車	ガソリン車・ハイブリット			
			基準1	基準2				
3輪		3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,600 円	
4輪	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円	12,900 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円	6,000 円

※1 新税率の適用車 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両

- 平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けている車両は、重課税率の適用となるまで、旧税率が適用されます。

※2 軽課税率の適用車 一定の環境性能を有する車両

- 天然ガス軽自動車は、平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を提言する車両に限ります。
- 基準1 乗用車は平成32年度燃費基準+20%達成車、貨物用車は平成27年度燃費基準+35%達成車・基準2 乗用車は平成32年度燃費基準達成車、貨物用は平成27年度燃費基準+15%達成車

※3 重課税率の適用車 最初の新規検査から13年を経過した車両